

## 平成29年（行ウ）第25号 裁決取消及び原処分取消請求事件の判決について

## 1 概要

中区福祉事務所は、平成27年4月改正の厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」に基づき、平成27年10月30日、A氏に対し被保護者の現金、動産、不動産等の資産の報告を求めため、「資産に関する申告のお願い」と「資産申告書」を送付した。A氏は、これを違法な処分と主張し、書類送付取消を求め、審査庁である静岡県知事への審査請求及び厚生労働大臣への再審査請求を行ったが却下された。

A氏は、再審査請求の却下及び資産申告に関する書類の送付を不服とし、静岡地方裁判所に国及び浜松市を被告として訴状を提出したものである。

- |     |   |   |  |
|-----|---|---|--|
| (1) | 原 | 告 | 静岡県浜松市中区 A氏  |
| (2) | 被 | 告 | 国及び浜松市   |
| (3) | 提 | 訴 | 日 平成29年 9月29日  |
| (4) | 事 | 件 | 名 裁決取消及び原処分取消請求事件  |
| (5) | 経 | 緯 | 平成27年10月30日 中区福祉事務所がA氏に資産申告書等を送付<br>平成27年11月27日 A氏が静岡県知事に審査請求<br>平成28年 2月 1日 静岡県知事がA氏の審査請求を却下<br>平成28年 3月 2日 A氏が厚生労働大臣に再審査請求<br>平成29年 2月10日 厚生労働大臣がA氏の再審査請求を却下<br>平成29年 9月29日 原告訴状提出<br>平成29年10月24日 静岡地方裁判所が国及び本市へ訴状を送付<br>平成29年11月30日 第1回口頭弁論<br>平成30年 2月 8日 第2回口頭弁論<br>平成30年 3月13日 第3回口頭弁論<br>平成30年 5月22日 第4回口頭弁論<br>平成30年 7月 6日 第5回口頭弁論<br>平成30年 9月20日 第6回口頭弁論<br>平成31年 1月10日 静岡地方裁判所が判決言渡し |

## 2 判決

主文は以下のとおり。

- 1 原告の被告浜松市に対する訴えを却下する。
- 2 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

※主文1は、中区福祉事務所が行った資産等に関する申告依頼の取消しを求めるA氏の訴えを却下したものの。

※主文2は、A氏の再審査請求に対する厚生労働大臣の却下裁決の取消しを求めるA氏の請求を棄却したものの。

### **3 今後の対応**

平成31年1月24日現在、A氏は東京高等裁判所へ控訴の手続きを行っていないが、今後、控訴された場合は、A氏が主張する内容について政策法務課及び国等と調整の上、対応していく。